

相手国政府・相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名の日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レソト	中等学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の交換公文	中等学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の 1.教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	715,000千円 H20.3.31まで	H20.3.7 ズレトリ ア（南ア フリカ共 和国）で (同日)	日本側 古屋昭彦在レソト大使（南アフリカ共和国にて兼轄） レソト側 ヤツイリソ・クミ在南アフリカ共和国 レソト臨時代理大使	H20.3.26 201号
レソト	レソト王国政府に対する贈与に関する日本国政府とレソト王国政府との間の交換公文	レソトの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むレソトの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を円滑にすることを目的とする。レソトの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むレソトの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を円滑にすることを目的とする。	200,000千円 -----	H20.7.18 ズレトリ ア（南ア フリカ共 和国）で (同日)	日本側 古屋昭彦在レソト大使（南アフリカ共和国にて兼轄） レソト側 ヤツイリソ・クミ在南アフリカ共和国 レソト臨時代理大使	H20.8.5 442号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。